

平成27年度第3回 伊丹市参画協働推進委員会 会議録

開催日：平成27年7月10日（金）18：30～21：00

開催場所：伊丹市立中央公民館2階 講義室A

出席委員：^{すぐた}直田会長、中山副会長、阿部委員、有田委員、酒匂委員、榎本委員、
吉本委員

1. 開 会

（事務局より）

- ・委員8名中7名出席。伊丹市参画協働推進委員会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席をもって本委員会が成立。
- ・傍聴者は0名。
- ・あらかじめ郵送した会議資料と、追加資料の確認。

（署名委員について）

- ・第3回は、有田委員と酒匂委員。

2. 議 事

「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて

（事務局より）

- ・資料の説明、会長私案についての説明。
- ・前回議事録について、意見を確認。

（1） 第1・2回委員会の検討事項の改正案の検討

→会長私案をもとに検討

議 論

「行政評価について」

会 長： では前回の確認、先日開催した庁内会議の意見の確認をお願いしたい。

事務局： 第3項の「政策等の改善」のところで、政策・施策・事務事業のうち、事務事業といった細かい部分ではなく、政策の部分で考えたとき、「改善」という文言でなく政策等の「向上」といったよい方向に使うという意味の言葉に変えてはどうかということである。

- 会 長： 改善というと、細かい部分を直すというニュアンスかと思う。これにつきご意見をお願いしたい。改善という用語の定義はなされているのでは。
- 事務局： 法律用語としては使われているが、やはり細かい日常的な部分での「改善」という使い方が多い。政策的な部分、例えば「参画と協働の推進を改善する。」といった用語使いの例は見られない。
- 委員B： 一番抽象度の高い言葉は「見直し」だと思う。それでいいかどうかは別だが。
- 事務局： 「質の向上」という言葉はどうかという意見も出ている。庁内委員会でも確定的な結論は出なかった点をご承知いただきたい。この委員会でこのような用語をとということであれば、政策室との協議をしていきたい。その他、案として出たのは「政策等の策定に活用する」といった上向きの方の言葉ではないかということであった。一旦事務局で預かり、提示させていただきたい。
- 会 長： それでは、「見直し」も含めて、「質の向上」とどちらがいいかという方向で考えていただければと思う。
- 委員F： 私は「見直し」の文言に賛成する。向上や改善だと広がる一方になってしまう、「見直し」だと廃止の要素も含まれてくるのでは。あまりに、「向上」といっても、伊丹市でやれることには限界があるのではないか。
- 会 長： 見直しの方が幅の広い概念という意見かと思う。では委員会の意見は「見直し」との意見が強いということで、「向上」としても「質の向上」であるということでどうか。

「対話の場の設置について」

- 会 長： では次は「対話の場の設置」について、前回の案から「それぞれ」という文言が重複するので削除した。庁内会議での意見は何かあったか。
- 事務局： 第1項の規定については、担当課がそれでやるのかという確認があり、方向性はそれでいいとして、第2項は「お互い理解し合いながら行う」という文言について疑問が出ていた。
- 会 長： 確かに、「行うときは・・・行うものとする」というのはおかしいかもしれない。ただ、代案もないので、最後にまとめる時に文言整理するとしてはどうか。
- 委員C： 「行うことを・・・行う」というのが文法的におかしいなら、「理解し合うこととする」ということでいいのではないか。
- 委員B： 「理解し合うよう努めなければならない」とすると収まりがいいかもしれない。
- 委員C： あるいは、「市民及び市は、異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら対話を行うこととする」か、どちらかかと思う。

委員B： 法令用語ということで言えば、「お互い」ではなく「互いに」である。「異なる立場や考え方を互いに理解し合うよう努めなければならない」かどうか。

会 長： 委員Cの意見は、順番を変えて、「前項による対話を行うときは」を切るということか。

事務局： 法令的には、第1項を受けているので、取ってしまうとどういう時か分からなくなる。

委員C： 「前項の対話の場においては」はどうか。

会 長： 第1項と第3項は場を設置することを書いているが、第2項は対話そのもののあり方をいっているので、「対話」でいいのではないか。整理すると、「市民および市は、前項による対話を行うときは、異なる立場や考え方を互いに理解し合うよう努めるものとする」ということでどうか。

事務局： では、その形で改めて見ていただければと思う。

「情報の共有について」

会 長： では情報共有の話について庁内会議で何か意見があればお願いしたい。
(なし)

「国、他の地方公共団体及び関係機関との連携について」

会 長： では、広域連携について、庁内会議で何か意見があったか。

事務局： 前回の委員会で検討していただいた結論としては、対等な立場で連携することが大事だということがまず1点、さらに、市民会議から出ていた通り、国や他の地方公共団体、関係機関との連携が大事だということがもう1点、この2つの内容を条例に規定すべきということであった。これに対し、庁内会議では、1点目の「対等な立場で」というところは、地方分権によって、対等な立場は地方自治法上で明らかにされているのではないかという意見があった。また、この2つの内容を1条に入れることにより、市民会議がもともと意図していた、広域での連携・協力という部分がぼやけてしまうのではないかという指摘もあった。

会 長： 自治基本条例に規定する内容としては、法律に書かれているから書かなくていい、というものではない。議会・議員の条でもそうだが、法律にあっても敢えて示すことによって、伊丹市の自治をどういう風に進めるかを示すことができるということなので、当たり前であっても書いておくべきだというのが一般的な考え方である。もちろん、あまり些細なことまで書くものではないが、いかに市民に分かりやすく書いてあるかがポイントだと思う。2点を一括で規定するのがおかしければ分けて書くこともあり得る。

委員B： 見出しとしては「連携」であるので、この条項の中心は、連携して問題

解決するということである。連携する際に、国の言いなりにはならないという心構えを書くかどうかということであって、書くことによって屋上屋を重ねることにはならないのではないか。

会 長： 見出しも変えてもいいと思う。新たに加えるものだから、ある意味自由に書けるとも言える。今の内容でも、齟齬があるわけではない。

事務局： 連携するにあたっての心構えを書いているということかと思う。「対等な関係」を明記している自治体で、分権以降に規定を設けたところもあるので、考え方によると思う。

会 長： 市民の方が読む時に、地方分権に詳しくない方でも、改めて「対等である」ということに気づいてもらえればと思う。

委員C： 連携の原則には対等性とか平等性があると思うので、「連携」の意味が伝わればいいと思う。

会 長： では、文案としてはこのままということでもいいか。（委員同意）

委員C： 別の質問なのだが、「努めるものとする」と「する」をどう使い分けているのか。例えば、対話の場のところでは、人間関係のことなので、「理解し合うよう」、「努めなければならない」ということでいいと思うのだが、この連携は、もっと意志的なものだと思うので、「するものとする」ではないのか。ここだけでなく、混在していると思う。

事務局： 必ずしも広域連携をすることから出発するのではなく、そういうことを視野に入れてやっていくという趣旨である。必ず連携するものではなく、これまでやったことのないことも広域で連携する姿勢を持つという意味で、このような表現になった。

委員C： その説明だと、他のところも全部「努める」になってしまうのではないか。

委員B： この部分は、相手方がいることで、こちらが「する」といっても、空振りになる可能性もある。こちら側としては連携する姿勢を持つということであれば、努力義務でいいのではないか。

委員C： そのあたりの表現については、最後に全体を通して見るということにしていいただければと思う。

総合計画について

会 長： では総合計画について、前回、三層構造の構成の記述が必要か、という意見がでた。庁内会議の意見はどうか。

事務局： 政策部局と協議した時、今後色々な計画が作成される中、それらとの関係性がどうかという点や、今後の総合計画の構造などについては現時点では未定だということで、市民会議のまとめの中から「基本構想・基本計画・実施計画により構成される」という部分を抜いた形で会長と調整させてい

ただき、本日の案となっていた。その後も政策室で継続して協議がなされて、本日連絡があった。総合計画が何かという部分を抜いたため、第2項の「総合計画のうち」という用語が、文章として支障をきたしているという意見があった。また、三層構造で今まで作ってきたのだから、現時点で今後その構造を取らないとまでは言えないとのことであった。現時点で確定的な結論には至っていないが、今のところ市民会議のまとめどおり、三層構造の構成を書く方向で調整していきたいということだったので、報告する。

会 長： 庁内会議の指摘の意図が分かりづらい部分があったが、総合計画の定義がはっきりしないということであれば、「総合的かつ計画的な行政運営を行うための総合的かつ長期的な計画」といった文言を入れればいいのか。

事務局： 昨年度、市民会議で三層構造の計画であるということをお示ししたので、まとめのような内容になったという経緯がある。

会 長： 三層構造は、総合計画のパーツであるので、総合計画の定義がまずあって、その後第2項に三層構造をいれればと思う。

三層構造の総合計画の形というのがこの数年でかわることはないの、担当課としては入れてもらいたいということと理解していいのか。

事務局： それ以外の形があるなら、その形を条文で示さねばならないが、現時点で案がないので。

会 長： 三層構造と書かなくても、三層構造で計画を作っても問題はないのではないか。

事務局： 問題はないが、市民会議の議論においてこの書き方が分かりやすいということであった。

会 長： わかりやすいということであれば、丁寧になることについての文言の追加は構わない。

委員B： 個人的には三層構造は総合計画の本質ではないと考える。総合計画の本質は、行政の全体をカバーする計画であるということと、財政見通しを踏まえた計画であるということだと思う。形が三層であるということはそれほど重要ではないと思うが、そのようにしたいということであれば、それでいいと思う。

会 長： 総合計画の一番大事なポイントとなる点を1項に書く必要がある。

委員C： 確認したいが、総合計画はビジョンではないということか。

委員B： ビジョンとは違う。将来の都市像のような一番抽象的な部分が計画の一部としてあって、それをブレイクダウンした基本的な目標や、目標を達成するための手段が、ツリー状になっているのが一般的な構成である。

委員C： そういう基本的な説明が書いてあれば、三層構造などと書かなくてよく

なると思う。

委員B： そうなると、かなり長い条文になってしまう。

委員C： それを2行くらいにならないか。

委員A： 総合計画とは何かという説明をする場合、行政の最上位の計画であるということと、このピラミッド状の図と説明が出てくる。行政は、この3段階の説明をすれば伝わると思っているのだと思う。

委員B： 他市で総合計画の委員をした際も、そもそも基本構想とはどのようなもので、それを実現するためにどういう計画が必要かという位置付けについての説明が不足しているように感じた。

委員F： 市民から「総合計画とは何か？」と聞かれて三層構造になっている計画だと答えても、総合計画が何かを説明したことになるわけではなく、構造を説明しただけにすぎない。総合計画は何かということと構成とは分けて書くべきではないか。さらに言えば、構成は要らないのではないかとも思う。

事務局： 第1項の「総合的かつ計画的な」というところで、総合計画の概念を書いていると思うが、それを実現するための構想や計画が書かれていないと、そのうちの基本構想といっても分からないので、3つのプロセスを示す必要があるのではないか。

会 長： 第1項で総合計画とは何かという説明があって、第2項で構成を書くということになるか。ただ、第2項の部分で議決を得るのは基本構想でいいのだが、広く市民が参加するのはそこだけではないと思う。

委員B： 事務局の意見は、第2項で「基本構想」があることは分かるが、基本構想以外に何があるのが分からないから、分かるように入れるべきだという趣旨だと思う。

会 長： 確かに市民から見て分からないと困るかもしれない。第1項で総合計画の説明をして、第2項では3つの構造を説明、次は今の第2項を分割して、基本構想は議決、市民参加は基本構想に限定せずに広くという趣旨に変えてはどうか。現実的に市民が基本構想だけに参画し、それ以外の部分には参画しないということはないと思う。それも、「努めるものとする」という書き方ではなく、義務的な書き方にすべき。今の第3項にある、「各分野の個別の計画は、総合計画の実現に即した内容とする」という部分は第1項に盛り込めるので、要らないと思う。したがって第2項が先ほどの三層の構成、第3項が議決事項、第4項が市民参画に関する事項ということで、整理できるのではないか。

委員B： 基本計画の策定にも市民が参加するということになる。

会 長： そのあたりはあまり限定しない方がいいのではないかと思う。実施計画の部分まで市民が参画しているのが現実だと思う。

事務局： そのあたりも確認して、整理させていただきたい。

審議会等の市民参画について

会 長： 前回の議論では、無作為抽出が公募に当たるかということと、市民が参加できる環境整備についての規定が必要ということであった。審議会等への市民参画の件については庁内の意見はどうか。

事務局： 第2項の規定だと、「又は」で書いてあるので、結果的にどちらもやらなければならないのではないかと懸念する意見があった。伊丹市の審議会の現状として、公募市民を集めるのに一定の期間を要するので、公募がだめだったら無作為の手法を取ることになると、日程的に行政運営が困難になる。参画協働推進委員会においては、この手法がよかったという意見もあるが、逆にいえば500人にしか案内を送っていないのは課題だという意見もある。また、公募と無作為とそれぞれの枠を設け、市民委員を増やせばいいという考えもあろうかと思うが、今の付属機関のあり方として、市民委員をどんどん拡大するという考えは伊丹市の現状としては持っていない。庁内会議でも確定的な結論は出ていないが、今の書き方で事務的に大丈夫なのかという懸念があった。

現在の伊丹市の公募の方法が、小論文及び面接となっていることが、市民からみた応募のハードルになっているかもしれないので、運営面でそのあたりを簡略化してはどうかと思う。

会 長： 無作為の手法だと対象者が限られてしまうので、市民が公募に対し無関心になってしまう恐れがある。自分から市政に関心を持って加わろうとしないのではないかと懸念がある。そういう意味では、無作為の手法については条例に書かなくていいのではないかと思う。

委員B： 先ほどの事務局の説明に対する疑問だが、今の記述だと、公募して応じる人がいなければ無作為の手法を取らなければならないということにはならないと思う。「又は」ということなので、どちらかでもいいのではないか。

事務局： 法解釈は、委員Bのご意見の通りだが、運用としては、手法が2通り書いてあって、「努める」と規定されていれば、公募でなければ無作為の手法をしなければならないと言われるであろうという意見であった。庁内委員会の委員は多くが審議会を所掌している所属長だが、伊丹市の現状では、なかなか審議会への参画の意識は熟してないと考えている。市民会議でも、広報での周知が足りないといった意見もあったが、一旦委員になっていただいた方には小さい記事でも目に留めていただいているようだ。広報紙の紙面にも限りがあるので、市民意識を高める取り組みももっとしないといけないといった指摘もあった。

会 長： 無作為抽出の記述を削除し、運用面で色々な手法を行ったらどうか。

委員B： 無作為抽出も公募だと説明ができるかどうかだが、難しいのではないかな。

事務局： 審議会の市民委員は枠としては2名程度だが、市の施策に1市民として意見を出していただくという役割だと考える。一方、市民会議のようにある程度の人数の市民委員で構成される場において、色々な層の市民の方に参画していただく場合には、無作為抽出といった手法が有効なのではないか。市民会議の委員を選ぶ際に、住民基本台帳を利用する根拠は置いていないが、アンケートを合わせてとる場合には、公益性が認められることから、運用的に住民基本台帳を利用することが認められている。市民会議を設置するような重要施策の検討の場合には、必然的にアンケートも取られると思われる。将来的に、審議会でも無作為の手法をとる機運が高まれば、その時に規定してはどうかと思う。市民会議と審議会の委員は区別して考えればよいと思う。

これまで、まちづくり推進課で、審議会と市民会議において、無作為の手法を試行してきたが、試行したからといって、必ず制度化しなければならないものではないと考えている。

会 長： それでは、下線部の無作為抽出に関する規定は削除するという事によいか。（委員承諾）

公募委員が市民を代表しているという訳ではなく、1市民として市の施策等について意見を述べていただくという考え方に立って、公募で参画していただくことになるかと思う。

委員C： 第1項の「積極的」もいらないかと思う。

会 長： 当たり前なことなので、特に必要ないと思う。

委員C： 第2項の「構成員にしたとき」は「構成委員にするとき」ではないか。

委員B： 元の案も「した時」である。決定が2段階あり、審議会等に市民を構成員として入れるという決定がまずあり、それがされたときには、という意味でいくと、「した時」だと思う。どちらでも通じるが。

事務局： 最初にこの条例を作った時に、審議会等に市民委員がいない実状があったて、市民委員を構成員にするという決定がまずあり、という考え方だった。

会 長： では「した時」のままということで。では、次回修正案を示したい。

（2）今回の検討事項

議 論

「地域コミュニティ」と「地域自治組織」について

会 長： 「地域コミュニティ」と「地域自治組織」の関係性が分からない。また自治会との関係が分かりにくい資料となっている。地域コミュニティの定義もなされていないので、自治会の班程度の範囲なのか、市をブロックに分けたような範囲なのかなど、どこまでなのかが分かりにくい。

事務局： 市民会議では、コミュニティを「地縁や共通の目的などでつながる共同体」と説明した。特に同じ地域で住むことによってできたコミュニティを「地域コミュニティ」といい、小さい範囲まで含め地域コミュニティだと説明した。地域自治組織については小学校区単位を想定して説明した。

会 長： 住民自治を条例にどこまで規定するのは難しい。ただ、自治体により書き方はそれぞれ。今2校区で試行的に実施され地域自治組織ができてきたとのこと。ここでは地域自治の基本的なことを書けばいいと思う。ではお一人ずつご意見を。

委員E： 普通に関わるのは自治会や子ども会だ。また、公募委員の立場で、協働の形で市民の組織と地域との関わりも多いと知った。地域での活動を考えて、一番の問題は強制力がないこと。自治会は入らなくてもいいし、人の出入りも激しい。市では参加の強制ができないので、自治会・コミュニティでやってください、といっても、強制力の無い組織にどこまでやれるのか。良い組織をつくりたい地域は放っておいても勝手にやるだろうが、そうでない地域はどうやっていくのか。ただ、強制力がないからやりやすい部分もある。また、自治会には「不透明性」もある。役員も特定の人をぐるぐる回している。立候補でも推薦でもなく、慣習で役を回している。地域自治の場合、全く違う形で組織を立てるのか、その場合、役員の選出等もどうするのか、となる。

また、条例に規定するとしたら、こうした現状の中でコミュニティはこうしたなさいと書いてもピンとこない。「こうした組織が必要だから入らないといけない」とかなら分かりやすい規定になるが、書くのは難しいと思う。

会 長： 自治会等に強制力がないことなどは非常に大事な話だと思う。ただ、自治会は任意団体なので行政は口出しも支援もしなくていいのだが、一方で公共的な仕事も担っている。

委員E： そうなると気の合った人がやればいいので、条例に規定すべきかという話になる。

委員D： 一応自治会には入っている。現状では、6軒や7軒のブロックでも数軒入っていない。入ってない家は、回覧板は飛ばすが、掃除当番は飛ばさない。顔は知ってて挨拶はするがそれ以上の関係にはならない。それ以上踏み込んでいいのか、嫌がられないのかという思いがある。この歳になると、人のつながりを作るのがしんどくなる。こういうコミュニティをつくっても、積極的に活動する人もいれば、しない人もいる。声かけ等を積極的にしてくれる人がいれば参加しようという気にもなるが。

委員F： 市民会議にも参加しているが、先ほど、コミュニティの定義の話がでていたが、その点は市民会議ではあまり触れられなかった。地域コミュニテ

ィといえば、まずは自治会、そしてPTAのつながりのイメージや習い事の集まりのイメージをみんなが持っていた。コミュニティが必要だとなる
ときの考えとして、防犯・防災が挙がっていた。震災を経験した方もおられるので、地域でも災害の際のつながりが必要だとなった。じゃあどうする
となったら、役員次第だなと。変な人が役員になったら行かない、となる。じゃあ自分が役員に、となると、それはやりたくないという意見が多
かった。コミュニティで活動をやっていこうとするなら、防災関係から少
ずつ広げていくのが現実的だと感じた。

会 長： 皆さん、試行の2校区にも、まちづくり協議会にも関わっていないとの
ことだが。

委員F： 先週、ごみの焼却施設の話をするために市から集まってほしいという話
が回覧板で回ってきたが、自治会の人で50～60人来ていた。そんな人
数をはじめて見た。だから内容やPR方法次第で集まるものなんだと。

委員A： この間自治会長と話したが、加入率が減っている中で、認知症で徘徊の
人もたくさんいて、例えば、介護を自治会が担えば、つながりが生まれる
のではと。自治会で共通のテーマを出して、テーマ型のコミュニティが生
まれてもいいのではと。個人では自治会活動を積極的にはしていないが、
NPOとして自治会の役員や事務を担ったりしている。そうした活動を通
じて、地域をより良くしたいという思いが強くなる。共通の場にいる人が、
その場をより良くしたいと思うようになるつながりが、地域コミュニティ
なのかと思う。

現在、宝塚の参画促進委員会作業部会で、かんたんなまとめを作っている。
宝塚まちづくり協議会は歴史があるが、一番大事なのは「透明性」と
まとめた。それがはっきりしていると地域に入る「きっかけ」ができ、い
ろんな人が入ってくる。一括交付金は、透明性がなければ出せないね、と
いう話になった。あと、意思決定の場には自治会の方が多くおられるが、
そうではなく意思決定の組織の中にはそれ以外の会の代表にも入っても
らって、意思決定の場をつくることで、交付金がうまく配分されるのでは
ないか。お互いがけん制し合いながら民主性が保たれるのではないか。

委員C： 表現は別にしても、地域コミュニティのことを条例にいれるのは重要だ
と思う。条例の前文にもコミュニティについてふれている。市民自治を図
ることを具体的に確定するのも大切。しかし、なぜ、あえてカタカナにする
のか。「コミュニティ」とすると想像が膨らんでしまうので、タイトル
は「地域自治」に統一する。そして、「市民は地域における自治を推進す
るための組織を形成することができる」としその組織は地域の課題解決に
協力して取り組むこと、住みやすい地域づくりのための相互扶助や人材育
成を行う、市は地域自治組織の活動を支援するために助成や情報提供を行

う、自治組織の意見を反映するといったことが必要ではないか。

委員B： 市民会議の意見は、身近なところで仲良くやるのが大事だと条例に書いた方がいいのではないか、という話だと思う。市民会議の思いを条文にするなら、地域自治組織の条文と、身近な地域で仲良くすべきことについての条文とを別個に設けることになるだろう。

地域自治組織については書くことになるだろうが、試行をして万が一これはだめだとなって大枠を見直すときに、細かく書きすぎているとつらい。書きぶりを慎重にすべきかと。

会 長： まちづくり基本条例に住民自治について何かを入れたいという市民会議の思い、コミュニティに関する世の中の動向を踏まえて、何かの規定が必要だろうと思う。大きくは2つあり、自治会等の基礎的コミュニティについてと、概ね小学校区程度の範囲における地域自治組織についてになる。地域自治組織については、市民会議の意見もあり、試行も進んでいるのでそれを受けたものになるだろうと。基礎的コミュニティについては近隣のつながりについてを規定することになるかと。要するに自治会的なものには制約をかけられないが、その意義・役割はあると考え、そのあたりの大事さを書く必要はあるかと思う。

委員C： 地域自治の範囲の考え方は小学校区単位に限らないということで、市民主体の「地域自治」を保障することを書くべきだと思う。課題やテーマにより組織の対象や範囲が違ってくるので、その時々に対応したものをつくれるような柔軟性があればと思う。

会 長： 私の申し上げたのは、よくある近隣の自治会レベルのコミュニティと、小学校区レベルの地域自治組織の2段階を書くやり方だが。

委員C： コミュニティの部分の条文にはそこまで規定しなくてよく、別紙で説明された「地域自治組織」の中で書いたらいいのではないか。

会 長： 基礎的コミュニティのことは条文で書かなくていいというご意見であると。色々なパターンがあるので。とりあえず、2段階はあるということで。

委員C： 別紙の「地域自治組織」の図は、既存団体のことしか例示されていないが近年はNPOも地域で積極的に活動している。時代と社会の変化によって地域活動の担い手も多様になっているので、そうしたことも勘案したほうがいいかと思う。

委員E： もし2段階ということなら、こども会のように自分たちの利益を自分たちで得るための組織と、地域代表として、防災やごみのことを、全ての人に利益がいくような活動をする団体とに分けて考えるべきかと。大きさとかは関係ないのかと。

委員B： 地域に問題はたくさんあり、その解決のための仕組みには様々なものがある。子育てサークルなどは住民が自主的に作ればよく、いくつあっても

構わないが、地域自治組織は、各小学校区に1つしかありえない。両者は性質が違うので、分けて考えなければならない。

会 長： 自由につくれる自治会的なものと、地域自治組織はちょっと違うよと、地域に1個で、全住民が構成員で、入らないという趣旨のものではないと。例えば災害などがあれば除外されるようなことはないわけで、自治組織は強制されるものではないが、全住民が構成員であるという趣旨。伊丹市にいるから伊丹市民ということと同じ。

委員E： 参加する権利は持っているが、積極的にする人もいればしない人もいるということですね。

会 長： 伊丹市で今推進されてることを受けて地域自治については規定するべきというのが皆さんの意見だと。市民会議でも意見が出ている。地域自治組織には法的規定は何もないので自由につくれるが、法人化などは法律的にグレーゾーンでもある。ただ、近隣市でも地域自治組織については取り組み始めている。伊丹市ではまちづくり協議会など地域自治組織に近い実態があるので、それを条例できちんと位置づけるべきかと思う。将来はどうか分らないということだが、今の段階で地域自治・住民自治のひとつの仕組みとして一番いいということで、広がっているという現実がある。

ポイントとして、何を書くかが難しい。政策提言の方法などもどう規定するか。伊賀市などは地域組織の権能まで詳しく書いていたりするが。説明で書かれているような地域代表性・民主性・透明性は最低限の条件として、地域が嫌だといってもこれを書くということも大切だ。

委員A： 地域で取り組む中で、例えば福祉事務所で第三者評価というのがあるが、フィードバックをすることが必要ではないかと。総合計画ではないが、組織の中で回る仕組みが必要かと。本当に透明性・民主性が保たれているかを自分たちでも検証してフィードバックをすることも必要ではないかと話している。宝塚市では地域組織を先進的に作ったが、今、組織を見直す動きが始まっている。伊丹市でも、現時点で、ざっくりと地域組織の要件を書くことが大事だと思う。

会 長： 組織体制とか、実際どんな活動をするのかなどは地域で決めることなのでどうしろとは言えないかと思う。地域の自治能力の差が見えてくることになる。地域によってはすべての会議は公開するなどの規則を作って公開している所もある。こういう組織をつくるのは住民の方だが、条例としては「作ることができる」という書き方をすべきだろう。作りたいと行政が書くような考え方もあるし、総合計画に記載があるから作るということもあるが、つくるのはあくまで住民だ。強制することではない。ただ、このような動きは、行政のトップが推し進めないとなかなか実現しないのが

現実だ。自治会（連合会）とまちづくり協議会のどちらが上かという議論が起きて整理に苦慮した自治体もあるが、最初に関係を明確にしておくことが肝心かと。自治会連合会との関係の調整は重要だ。何かそういうことについてご意見はあるか。

事務局： 地域が地域の実情に応じて主体的に作らないと成り立たないと考えている。設立を条例に規定するとして、要件や附属機関を設けることなどについては別条例できちんと規定する必要があるのかと。組織ができた上で市が支援していくということになるのかと。全てが条例に基づいて行うということになると地域にとって良いのかとなる。ただ、全市的に共通の問題はあるかと思うので、地域自治組織の部分について、できた組織には市が支援を行っていくことになる。市民会議でも若い委員の方から意見がでたが、親から自治会の話などを聞いたが、こういう話を次世代に伝えていくことが大事だと。なのでどこかでそういったことをきちんと書くことも重要なのかと。

会 長： 地域自治組織は、伊丹市ではすでに動いているので、それを意識して規定しないとまずいだろう。全国でも同じような組織が動いている事例があるので、間違った方向でもないと思う。全住民が構成員と規定すべき、と言う件は重要だ。任意組織としてしまうと、有志の方だけが動いて地域で浮いてしまう。地域に色々な団体があり、それぞれ悩みや課題があるのは当然なので、それを補完し合うような地域の組織が必要だと規定すべき。また透明性・民主性は大前提になるので規定すべき。細かい手続きは別条例で定めるということにしたい。

委員 C： 「開放性」は「公開性」に変えるべきではないかと思う。

会 長： 表現の仕方は色々ある。一番大事なのはだれでも参加できることだ。意思決定の部分でも、ちゃんとやっているところは公募枠を作ったりしている。他に追加のご意見はあるか。

委員 F： 「作らなければならない」とは書くべきでない。努力義務でいいと思う。まちづくり基本条例の前文や目的に美しい言葉が書いてあるのに、市から「作れ」なんて書けないかと。

委員 D： とりあえずは、小さいところから動きが広がっていけばいいかなと思う。

委員 E： 難しいなと思いました。範囲を決めて誰でも入りますという組織をつくるのは自分でも難しいなと。市の方からいってもらうというか、その辺は、いいものを作りたいと思った人が市と作れるようにすればいいかと。

事務局： 事例や手法について分からない部分は市の方からも事例を示しながら支援していくことになると思う。

会 長： 組織の範囲も小学校区に必ず限るわけではない。統廃合がある地域では、昔の小学校区でつながりたいという地域もある。地域について細かくは書

けないが原則的にみても、動きやすいように実態に合わせた形で考えないといけない。

委員A： 先行している宝塚市からいうと、地域コミュニティをどうするかはすごく大切な部分だと思うのでしっかり議論をして決めてもらいたい。

委員B： いかにか持続可能にするかは試行を踏まえてということになってくるかと思う。条例との関係で留意すべきなのが、これまでは、まちづくりとか自治に関わる事柄には常に市が関与するのが当然であると考えられてきた。それに対してコミュニティの話になると、市の知らない所で住民が互いに助け合っていくという、もうひとつの自治のあり方が視野に入ってくる。コミュニティのことに、常に市が関わるべきではなく、むしろ住民が自主的に活動していくのがこれからの自治のあり方なんだということを条文にきちんと書くことが必要だと思う。今後の自治はそういうものだと思う。

会 長： 皆さんの意見を参考に、次回に私案を示し議論したい。

3. 閉 会

会長より閉会の挨拶。

以上の通り、平成２７年度第３回伊丹市参画協働推進委員会会議録として確認
します。

（以下、署名２名）